平成２９年（フ）第２３１号
愛媛県松山市石風呂町甲900番地１　サピーガーデンⅠ－101号、開始決定時の住所愛媛県松山市三津３丁目１番36号
破産者　髙野　洋一
１　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
２　一般調査期日　平成30年７月19日午後３時15分
平成30年５月１日　　松山地方裁判所民事部
平成３０年（フ）第６号
群馬県太田市由良町1722番地５　フィオーレＣ－202号
破産者　小田原孝幸
１　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
２　一般調査期日　平成30年７月３日午後２時15分
平成30年４月27日　前橋地方裁判所太田支部
平成２９年（フ）第２０５３号
福岡市博多区博多駅前４丁目37番２号
破産者　西日本サンコー株式会社
１　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
２　一般調査期日　平成30年７月19日午前10時30分
平成30年４月23日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２９年（フ）第７２１号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目20番地11　ボナール103
破産者　末吉　久江
１　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
２　一般調査期日　平成30年８月29日午後３時20分
平成30年４月27日
さいたま地方裁判所川越支部
平成２９年（フ）第１０９号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１－４－８－９
破産者　村越　大輔
１　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
２　一般調査期日　平成30年８月８日午後１時30分
平成30年５月１日
福島地方裁判所郡山支部破産係

免責許可決定

平成３０年（フ）第５号
香川県丸亀市飯山町川原906番地８
破産者　片岡　啓子（旧姓田中）
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

特別清算終結

平成３０年（ヒ）第１号
北海道滝川市流通団地２丁目４番39号
清算株式会社　株式会社ＳＩ管理
代表清算人　丸山　　健
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所滝川支部
平成２９年（ヒ）第１００２号
盛岡市中央通３丁目３番２号
清算株式会社　菱和ハウス株式会社
代表清算人　岩舘　正英
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
盛岡地方裁判所第２民事部
平成３０年（ヒ）第２０１９号
東京都千代田区九段南３丁目７番14号
清算株式会社　株式会社ケージェイ
１　決定年月日　平成30年４月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部
平成２９年（ヒ）第５号
熊本市中央区国府３丁目27番20号
清算株式会社　株式会社Ｓ＆Ｔパートナーズ
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第１０１号
鹿児島市大黒町１番20号
清算株式会社　株式会社春田商事
代表清算人　春田　　滋
１　決定年月日　平成30年４月27日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権者は、清算株式会社に対し有する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
２　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
以上
鹿児島地方裁判所民事第３部

監督命令

平成３０年（再）第２号
大阪市都島区都島本通５丁目14番11号
再生債務者　医療法人秋桜会
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目３番25号梅田プラザビル別館６階　弁護士法人サン総合法律事務所　弁護士　清水　俊順
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成30年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部
平成３０年（再）第３号
大阪市都島区都島本通５丁目10番24号
再生債務者　株式会社こばやしメディカルサポート
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目３番25号梅田プラザビル別館６階　弁護士法人サン総合法律事務所　弁護士　清水　俊順
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成30年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部